

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、強風による住宅瓦屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風改修の実施に関し必要な事項を定め、耐風改修に要する費用の一部を補助することにより耐風改修の促進を図るとともに、災害に対する住宅の安全性に関する意識の啓発を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める社会資本整備総合交付金事業及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定による千葉市耐震改修促進計画に基づき、この要綱及び千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、耐風改修を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉市屋根耐風改修費補助事業をいう。

(2) 補助事業者 次に掲げるすべての要件に該当し、市からの補助金の交付を受けて補助対象住宅の耐風改修工事を行う者をいう。ただし、補助事業者がこの要綱により補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合は、この限りではない。

ア 補助対象住宅を所有している者。

イ 本市の市税を滞納していない者。ただし、所有者が複数存在する場合には、本市に在住する所有者全員に市税の滞納がなく、所有者全員の補助事業実施に対する同意を得られる者であること。

(3) 補助対象住宅 次に掲げるすべての要件に該当する住宅をいう。

ア 令和3年12月31日以前に建設された住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きであること。

イ 耐風診断の結果、告示基準に適合していないと判定された住宅であること。ただし、屋根が明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は、耐風診断を要さないものとする。

ウ 都市計画法又は建築基準法に違反していないもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき、指定された

区域に建築されていないもの。

エ 過去に千葉市屋根耐風改修費補助事業による補助金の交付又は国若しくは地方公共団体による同様の補助を受けていないもの。

オ 所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が居住していること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(4) 住宅 本市に存し、次に掲げるすべての要件に該当する建築物をいう。

ア 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室があり、専用の出入り口、台所、トイレがあるもの

イ 専用住宅又は兼用住宅

(5) 専用住宅 専ら居住を目的に設計し建設された建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。

(6) 兼用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のものをいう。

(7) 耐風診断 診断者が令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う住宅瓦屋根の診断をいう。

(8) 診断者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、又は建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に勤務する建築士のいずれかの資格を有する者をいう。

(9) 耐風改修工事 補助対象住宅を次に掲げるいずれかの要件に適合するように行う工事をいう。

ア 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修

イ スレート・金属屋根等への全面改修

(10) 改修者 耐風改修工事を行う者で、前号アは、次のアに該当する者、前号イについては、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士等が在籍する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者

イ 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者

ウ 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者又は市内に居住する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者。ただし、工事費が500万円未満に限る。

(ア) 高等学校又は大学において建築学又は都市工学に係る学科を修め、屋根

工事に関する実務経験を、高等学校卒業後 5 年以上又は大学卒業後 3 年以上有する者

(イ) 屋根工事に関する実務経験を 10 年以上有する者

(ウ) 建築士又は建設業法第 27 条に基づく建築施工管理技士の資格を有する者
エ 補助対象住宅の屋根工事を請け負い、当該住宅の建設又は増築した者

第 2 章 改修者の業務等

(基本方針)

第 3 条 改修者は、耐風改修工事について、この要綱、建設業法その他関係法令に基づいて誠実に行なわなければならない。

2 改修者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 改修者は、耐風改修工事に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

4 改修者は、耐風改修工事の実施により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 改修者は、市民に対し、次の各号のいずれかの不当な方法により耐風改修工事の勧誘を行ってはならない。

(1) 千葉市屋根耐風改修費補助事業の内容を偽る。

(2) 重要な情報を告げない。

(3) 誤解を招くような情報を提供する。

(計画)

第 4 条 改修計画書は、第 2 条第 10 号の資格を有する者が作成しなければならない。

(施工)

第 5 条 改修者は、改修計画書に基づき、忠実に工事を行なわなければならない。

(仕様の変更)

第 6 条 改修者は、改修計画書で定めた材料の仕様を変更しようとする場合、補助事業者と協議するものとする。

2 改修者は、前項の規定による協議の結果、補助事業者の了解が得られたとき、当該仕様を変更し、施工することができるものとする。

(設計変更)

第 7 条 耐風改修工事に係る契約を締結した後、設計の変更を検討する必要がある場合、改修者は、その内容を、補助事業者の説明しなければならない。

2 申請者から設計を変更する旨の通知がなされ、新たな設計図が提出された場合、

改修者は、その内容を確認するものとする。

3 改修者は、設計変更の内容を確認した結果、工事費に変更が生じると判断したときは、設計図に基づく見積書を補助事業者に提出し、協議するものとする。

4 改修者は、次のいずれにも該当するとき、新たな設計図に基づく工事（以下「変更工事」という。）に係る契約を締結し、変更工事を実施するものとする。

（１）変更工事を実施することについて補助事業者と合意したとき。

（２）設計の変更（軽微な変更を除く。）に係る市長の承認が得られたとき。

（改修結果の説明及び維持保全）

第8条 改修者は、耐風改修工事の終了後、内容を写真等により説明することのほか、定期点検、地震や台風後の点検、住宅瓦屋根の維持保全の方法について、補助事業者の説明するように努めることとする。

第3章 施工写真

（施工写真）

第9条 補助事業者は、耐風改修工事を設計図書のとおり実施したことを自ら写真に撮影し、又は改修者に撮影させ、記録しなければならない。

2 前項に規定する写真は、次に掲げる状況写真と材料写真とする。

（１）状況写真 耐風改修工事を行う箇所ごとに、施工前、施工中及び施工後の状況を撮影したもの

（２）材料写真 使用した主な材料の寸法及び仕様を撮影したもの

第4章 耐風改修工事に係る費用の補助

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助事業者が耐風改修事業を行う場合、予算の範囲内において、耐風改修工事に要する費用の一部を補助することができる。

2 補助金の交付に係る手続き及び様式その他必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

（意識の啓発のための措置）

第11条 市長は、広報活動等を通じて、既存住宅瓦屋根の耐風改修の促進並びに災害に対する住宅の安全性に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、住宅屋根の耐風改修事業に関する必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。